

ボランティア等の清掃活動支援（収集用ごみ袋の提供）について

宮津市市民環境課環境衛生係
(TEL0772-45-1617)

宮津市では自治会等によるボランティアの散乱ごみ清掃活動を支援するため、専用の収集袋を無料提供し、各地域のごみステーションで一般ごみ収集日に合わせて回収しています。

■ 事前申請（ボランティア清掃用ごみ袋の申請）

「ボランティア散乱ごみ収集袋交付申請書」に必要事項（実施日、ごみの種類、収集ごみ排出場所など）を記入のうえ、市民環境課環境衛生係（市役所本館1階）へ事前に提出してください。

※申請がないと回収できない場合があります。必ず、実施前にご連絡ください。

■ ごみの回収（分別方法など）

・ 裏面の表のとおり

※ペットボトル、缶、びん等の中身、砂等は取り除いてください。

※木くず等は50cm以下にさせていただき、袋の口を縛って排出ください。

※海岸の可燃ごみ（ヨシ、木切れ等）に付着した砂はしっかりと落としてください。

※ボランティア活動以外のごみ（家庭から出るごみなど）は回収しないでください。

■ ごみの排出（日時・場所）

一般の生活ごみ収集と一緒に、市の委託業者が回収します。排出日まで保管をお願いします。

・ 排出場所・・・各自治会のごみ集積所（ごみステーション等）

・ 排出日・・・自治会ごとにごみの種類に応じて決められています。




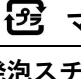
■ 回収できないごみ

一般の生活ごみ収集で回収しないごみ（タイヤ、バッテリー、テレビ等）は回収できません。これらのごみは回収せず、不法投棄（犯罪行為）として、宮津警察署（0772-25-0110）まで通報をしてください。通報時には、投棄場所・投棄者の目撃情報・所有者が分かるものがないか等を確認します。

※ 不法投棄の処理は、原則、管理者（投棄場所の所有者）の責任で行います。

※ 市では、不法投棄対策の一環として、年1回（11月ごろ）、ごみ集積所・道路沿い等に不法投棄され、自治会で回収し保管されている廃棄物の回収を行っています。詳しくはお問い合わせください。

ボランティア活動時のごみ分別方法等について

散乱ごみの種類	ボランティア清掃の分別ルール	一般のごみ回収の分別ルール
可燃、ヨシ（アシ）、木切れ、落ち葉、草、生ごみ等	①燃やすごみ ・半透明の袋等 (一部旧燃やすごみ袋(在庫分)を含む)	燃やすごみ (可燃・生ごみ)
紙製容器包装 		紙製容器包装  マーク
ビニール・プラスチック類	②プラスチック・ビニール等の 不燃ごみ ・透明地に赤文字袋 (旧ガラス類・革製品・陶磁器類・金属類袋)	燃やさないごみ
プラスチック製容器包装 		プラスチック製容器包装  マーク
発泡スチロール		発泡スチロール
ペットボトル	③ペットボトル ・透明地に赤文字袋 (旧ガラス類・革製品～袋)	個別のカゴ
缶	④缶 ・透明地に赤文字袋 (旧ガラス類・革製品～袋)	個別のカゴ
ビン、その他ガラス類、金属類等	⑤ビン、その他ガラス類、金属類等 ・透明地に赤文字袋 (旧ガラス類・革製品～袋)	個別のカゴ(ビン) 燃やさないごみ

◆注意事項

※ボランティア清掃では上記表のとおり①～⑤の5種類に分別をお願いします。

※②～⑤は同じ袋ですが、袋ごとにそれぞれ分別をお願いします。

※木くず等は 50cm 以下にさせていただき、袋の口を縛って排出ください。

※ペットボトル、缶、びん等の中身、砂等は取り除いてください。

※一般の生活ごみ収集で回収しないごみ（タイヤ、バッテリー、テレビ等）は回収せず、不法投棄（犯罪行為）として、宮津警察署（TEL0772-25-0110）または、宮津市まで通報してください。

※ボランティア清掃を実施される場合は、回収もれを防ぐためにも必ず市民環境課環境衛生係（TEL 4 5 - 1 6 1 7）にご連絡ください。